

■令和7年度下半期 随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約締結日	履行期間 (納入期限)		適用条項 (地方自治法施行令 第167条の2第1項)	随意契約理由
							開始日	終了日		
1	保健医療部	高齢介護室	介護保険システム 令和7年度税制改正対応業務	富士通Japan株式会社 関西・中部 公共ビジネス統括部(大阪)	1,982,200円	令和8年3月10日	令和8年3月10日	令和8年3月31日	第2号	現在運用中の介護保険システムは、富士通Japan株式会社によって構築・導入するシステムであり、導入業者以外に業務委託を行った場合、問題発生時の責任の所在が不明瞭になるため、富士通Japan株式会社しか業務を履行できない。よって、本業務を他社に委託することは不可能であるため、随意契約を行うもの。
2	保健医療部	高齢介護室	介護保険標準化標準システム運用追加保守(オプション)業務	富士通Japan株式会社 関西・中部 公共ビジネス統括部(大阪)	15,840,000円	令和8年3月17日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	標準化標準システム(介護保険システム)は、富士通Japan株式会社によって構築・導入するシステムであり、導入業者以外に業務委託を行った場合、権利問題による緊急時の対応等に支障をきたし、また問題発生時の責任の所在が不明瞭になるため、富士通Japan株式会社しか業務を履行できない。よって、本業務を他社に委託することは不可能であるため、随意契約を行うもの。
3	保健医療部	高齢介護室	令和8年度標準化標準システム機器保守業務	ソレキア株式会社 大阪支店	2,476,584円	令和8年3月19日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	標準化標準システム(介護保険・後期高齢・障がい者福祉システム)は、富士通Japan株式会社によって構築・導入されており、このシステム機器の保守に当たっては、専門知識を有することや設定内容を十分に理解していることが必要不可欠であり、仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ、行政事務に支障が出るとともに、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、当該システムを開発及び導入した富士通Japan株式会社もしくは富士通Japan株式会社が実質的に指名するソレキア株式会社でなければ、本業務の適切かつ確実に迅速な対応を行うことができないため、随意契約を行うもの。
4	保健医療部	保険年金課	子ども子育て支援金制度施行に伴う後期高齢者システム改修業務	富士通Japan株式会社 関西・中部 公共ビジネス統括部(大阪)	¥10,601,250	令和8年1月29日	令和8年1月29日	令和8年7月31日	第2号	MCWEL後期高齢者医療V10(標準化標準システム)は富士通Japan株式会社を採用しており、本システム改修ができるのは導入業者である富士通Japan株式会社のみであるため。
5	保健医療部	保険年金課	介護保険・後期高齢・障がい者福祉標準化標準システム利用・運用保守業務	富士通Japan株式会社 関西・中部 公共ビジネス統括部(大阪)	¥56,435,610	令和8年3月23日	令和8年3月23日	令和9年3月31日	第2号	本システムは富士通Japan株式会社により構築・導入するシステムであり、導入業者である富士通Japan株式会社しか業務を履行できないため。
6	保健医療部	保険収納課	滞納管理システムデータ連携踏襲支援業務	日本電気株式会社 関西支社	¥6,688,000	令和7年11月10日	令和7年11月10日	令和8年3月31日	第2号	本件は、それぞれの賦課システムから滞納管理システムへのデータ連携を標準化後行う為に必要な変換ツール作成及び連携テストを実施することを目的とするが、現行システムは日本電気株式会社が構築しており、同社以外対応することができないため。

7	保健医療部	保険収納課	大東市済通データ化等処理業務保険収納課OCR帳票追加業務	りそな銀行株式会社	¥3,999,734	令和7年11月10日	令和7年11月10日	令和8年1月9日	第2号	市民が公金を納付された後の収納済通知書については、本市における消込処理の効率化を図るため、電子データ化処理及びこれに付随する業務を「収納済通知書データ化等処理業務」として、本市収納代理金融機関である株式会社りそな銀行へ委託している。当該業務は、OCR処理、消込データ作成、財務会計システムデータ作成、イメージデータ作成、成果物のLGWAN経由での納品、紙の収納済通知書の5年6ヵ月分の保管等からなるものであり、全収納代理金融機関から指定金融機関に日々集約される収納済通知書を取り扱う業務である。よって、本市指定金融機関りそな銀行以外には実施することができないため、同行に随意契約により業務委託を行っている。この度、本市の基幹システムを、国が定めた「標準準拠システム」へ移行するにあたって収納済通知書を新様式に変更するため、新様式で上記業務を遂行できるよう、新たに、OCRデータコンバート追加、導入テスト、チェックデジット算出方法変更、エントリー用新規画面追加、OCR読取データ追加等の業務が必要となる。本業務は、「収納済通知書データ化等処理業務」と一体不可分の業務であり、株式会社りそな銀行以外には実施することができないため、同行に業務委託を行うものである。
8	保健医療部	保険収納課	大東市料金等収納業務委託(CVS及びAP P)	りそな決済サービス株式会社	単価契約	令和8年3月31日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	現行のコンビニ収納に係る納付書バーコード出力等のシステム環境は、同社の保有する技術・サービスを前提に構築された本市の収納インフラ基盤の一つである。そのため、収納代行業者を変更することで発行済みの納付書が使用できなくなったり、取扱コンビニエンスストアに変更が生じたり、利用できる決済手段が変わる可能性があり、市民など利用者への影響が大きいことから、現在のサービス提供を維持するために同社と随意契約を締結するものである。